



5月は 消費者月間 「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」



(写真は昨年の展示の様子)

5月は消費者月間です。昭和63年以降、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発事業を集中的に行っています。安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するためには、消費者自らが社会的課題に目を向けて、行動することが重要であり、また事業者が消費者の視点に立った消費者志向経営に取り組むことが期待されます。

県消費生活センターでは5月1日から16日まで、県庁1階のジョンダナホールにおいて、啓発DVDの上映や、各種パンフレット、パネルなどの展示を行いますので、是非ご覧ください。

◆◆消費生活出前講座のご案内◆◆

県消費生活センターでは、高齢者の消費者被害や子どもの事故の防止など、消費生活に関する知識の普及のため、「消費生活出前講座」を実施しています。保育園から学校、企業、高齢者サロンまで、様々な会場にセンターの職員がお伺いし講座を行います。講座のテーマや内容は、受講される方のご要望に応じますので是非ご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】
山形県消費生活センター
電話番号：023-630-3239

お気軽に
どうぞ



5月・6月の消費生活法律相談



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が無料でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	5月9日(水) 6月6日(水)	14:30~16:30	023-624-0999



安全・安心に新生活をスタート!

春は進学や就職、転勤などに伴い一人暮らしを始めるなど、新しい環境で生活を始める学生や社会人が多くなる季節です。新生活で発生しやすいトラブルや事故を防止するために以下のことに注意して、安全・安心な新生活をスタートしましょう。

- 契約するかどうかの判断は慎重に。迷ったら契約しない、周りの人に相談する
- ローン（借金）はよく考えて。「必ず儲かる」ということはありません
- インターネット通販は契約内容、事業者情報などを事前によく確認する
- 使い慣れていない家電製品は、取扱説明書をしっかり読む
- 中古品は製造年や保証の確認を忘れずに傷や破損がないか確認
- 組み立て家具は正しい手順で安全に組み立てる
- お部屋の設備（扉、戸棚、照明など）の安全を確認する



山形県消費生活サポーターを募集しています

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活センターからの情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。

【応募資格】

次のア、イのすべてを満たす方であれば、どなたでも応募できます。

ア 消費生活や消費者問題に関心のある方

イ 満18歳以上で県内在住の方

※資格や経験は問いません。

年齢条件を引き下げました

応募してケロ



県消費生活センターキャラクター「ケロちゃん」

◆活動例◆

- ◇ 地区の回覧板などにセンターニュースや注意喚起情報などを回覧する
- ◇ 地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットなどを配布する
- ◇ 一人暮らしの高齢者などへの「声かけや」「見守り」をする など

※自分にできる活動をお願いしています。

〈お問い合わせ先〉

山形県消費生活センター 電話番号：023-630-3239

～お気軽にお問い合わせください～

山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で

検索 🔍



消費者ホットライン < **188番** > もご利用ください。